

那須塩原市 産業廃棄物処理 施設の現状



那須塩原市内 産業廃棄物処理施設 設置状況

	最終処分場	中間処理施設
稼働中	7	26
終了(約)	120	
計画中	9	9

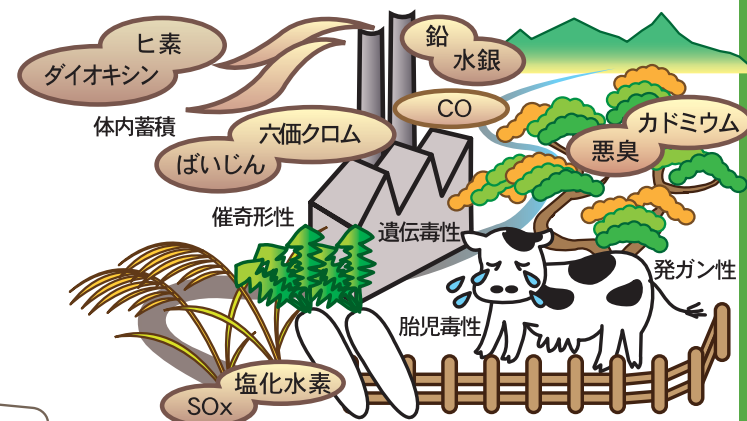
平成 25 年 3 月 31 日現在

平成 25 年 3 月 31 日現在の産業廃棄物処理施設の設置状況は、表のとおりであるが、最終処分場の終了の値に関しては、正確な把握ができておらず、120ヶ所以上と言われている。また、最終処分場の計画中の多くが、規制の厳しくなる平成 9 年以前に駆け込み申請され、その後 10 年以上が経過している。(当時同意書に署名した土地の所有者が既に他界している例もある。)この様な制度自体が、民意からずれている県行政というべきである。

知ってほしい！ 産廃処分場の危険性と問題点

考えられる水質・土壌・大気の汚染

井戸水を飲用に利用している住民も多く、地下水の汚染は、直接人体に影響します。那須疏水は水道水源として利用されているため疏水沿いに点在する産廃処分場から汚染水の流入が考えられ、その水を飲料する可能性があります。重金属は土壌に吸着しやすいため、土壌の汚染を防ぐことができず作物の汚染につながります。中間処分場は、大気汚染の可能性を否定できません。

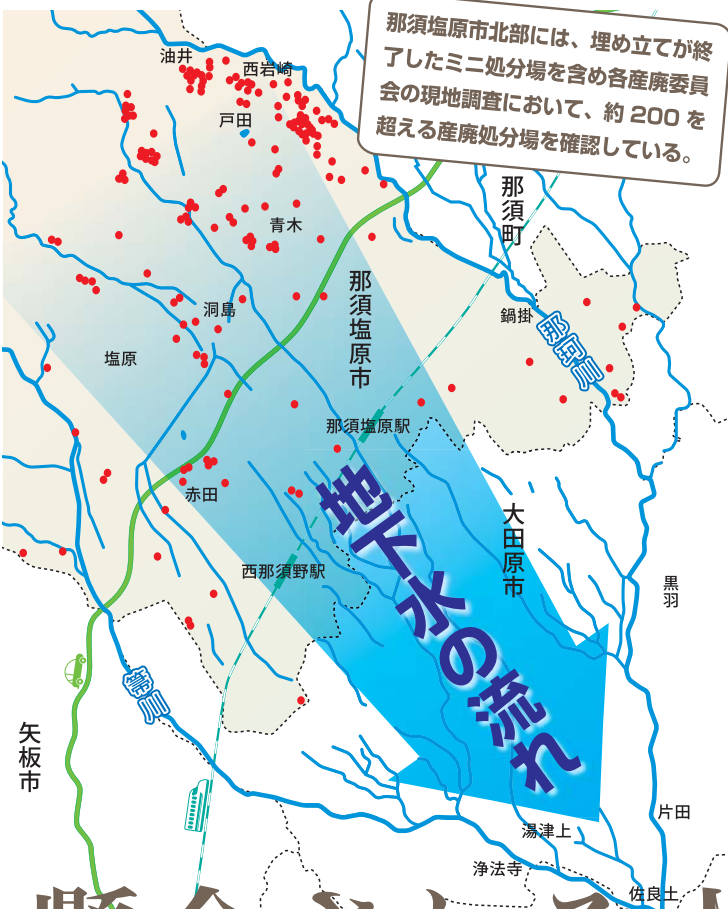


ストック公害の可能性 埋立が終了した処分場の被害

120ヶ所を超える埋立終了の産廃処分場が集中する現状では、地下水汚染等の被害が発生した場合、原因となる処分場の特定が困難なため、だれがどのように責任を取るのか未定であります。県は施設設置の許可を行うが、被害の保証はできないとしています。

産廃施設設置に関する人権問題

青木地区産業廃棄物対策委員会が、平成 19 年 10 月 19 日に栃木県弁護士会に申請した『人権救済申立事件』は、平成 20 年 7 月 7 日の(有)柳産業への『勧告書』で産廃処分場設置中止を送付済み。現状の様な状況(計画の進展に具体的な動きがなく、住民への説明等が行われない。)そのものが人権問題であるとも位置づけ報告している。



懸念される水質汚染

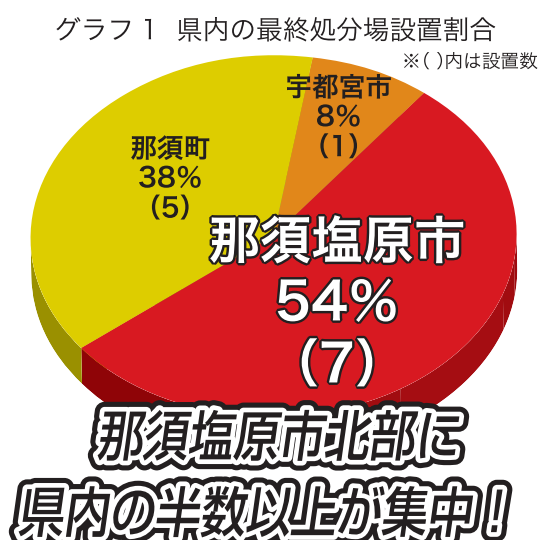
グラフ 1 県内の最終処分場設置割合 ※()内は設置数

那須塩原市内の産廃処理施設設置状況

グラフ 1 を見てわかるように、県内で稼働中の最終処分場のうち、半数以上が那須塩原市内にあり、特に市北部に集中している。この地域は飲料水、農業用水の水源地である。この様に那須塩原市北部に最終処分場が集中した理由にはいくつかある。

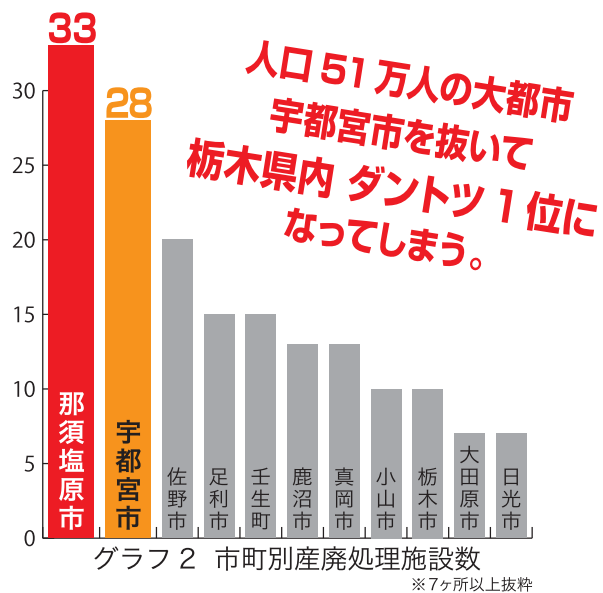
- ・都市部からの交通の便が良い。
- ・広い平地林が多く、業者が広い土地を取得しやすい。
- ・砂利採取で利益を得た後、産廃を埋め立てて二重の利益を得られる。

このような条件が重なって、全国的にみても異常な『産廃銀座』になってしまったのである。



本協議会は、那須地域の『人と自然と食』に係わる全ての環境問題に関し、市民の立場で環境問題等を関係者、関係機関と連絡調整を行いつつ、那須地域のランドデザインを構想・立案するとともに、行政等に対し具体的提案を行うことを目的としています。

那須地域環境対策連絡協議会 連絡先・080-2257-9560



栃木県内で見た市内 廃棄物処理施設の現状

グラフ 2 の中間処理施設の市町別設置数をみると、人口 51 万人の宇都宮市が 28 施設のところ、人口 11 万人の那須塩原市は 33 施設となっており、県内ダントツの 1 位となっている。

赤田工業団地 中間処理施設の現状

24時間稼働中
乾燥施設

平成19年に申請を出されてから5年。その間デモ行進・講演会・反対署名・陳情等、市民の皆様を始め多くの方々のご協力を得て反対運動を展開してまいりましたが、残念ながら平成23年9月に市が、10月に県が許可を出しました。即、旧西那須野地区の皆様にご声を掛け「経過報告会」を開催し、今後の対応をおはかりしました。種々ご意見を戴きましたが、結果として協定を結んでしっかり監視するよう求められました。

私たちは今「地域住民の生活環境を守る協定書」を
焼却炉建設竣工時に合わせ締結出来るよう協定内容を策定中 であります。

焼却炉 工事進行中 (平成25年6月完成予定)



焼却炉建設中

産廃ってなんだろう？

みなさんは産廃という言葉を知っていますか？

産廃とは『産業廃棄物』を省略した言葉です。

では、その産業廃棄物とはどんな物のことを言うのでしょうか。

主な産業廃棄物は、工場や下水処理場などから出るどろどろした汚泥(おでい)。それから、建築廃材(家やビルなどをこわしたときのごみ)などがあります。

産廃は最終的にどうなるの？

産業廃棄物を最終的に処理する方法の一つとして、地中への埋め立てがあります。埋め立て後に雨が降ったりしても地下水に悪影響が出ない産業廃棄物の種類として、「廃プラスチック類」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」の安定5品目があります。

そして、安定5品目が埋め立てられる安定型最終処分場は、素掘りの穴に産業廃棄物を直接埋め立てます。

本当に安定5品目だけが埋め立てられているのでしょうか？

人間の目で100%分別することはできませんので、安定5品目以外が埋め立てられてしまっていることがあるのです。これでは地下水が汚染されてしまいます。また、現代の多様化する社会から発生する廃棄物は、安定5品目であっても安心できる廃棄物とは言えません。

那須塩原市にある産廃のこと知っていますか？

残念なことに、わたしたちが住む那須塩原市には、これまでに多くの安定型最終処分場がつくられてきました。地中に埋め立てられた産業廃棄物は永久にそのままなのです。

那須地域環境対策連絡協議会は、産業廃棄物の危険性を問題視し、このような安定型最終処分場がつかれないことを目指し活動しています。